一、事業主ノ賠償ハ自今工場ヲ左ノ週ノ休業セシムルコトヲ承認シ、
イ、正三時以前ノ操業ヲ停止シ協定工場ヲ以テ供給スルコ
ト
ロ、正三時以後ノ協定工場ヲ閉鎖スルコト
ハ、会社ノ事情ニ応シ操業ヲ出来得ルコト
②日本ニハ希望ナキモノナルヲ以テ株式会社
所在地、大阪市港区鶴町一ノ二〇
労働者、二一〇名（内女一六名）
参加者、全員
争因及経過
会社ハ不況ノ為メ操短ヲ実施シツツアリシカ前週中臨時休業シ
更ニ来週中モ又臨時休業スルコトヲ発表セシ為メ不安ヲ抱キ
解雇手当ヲ制定シ要求シ十月廿九日ヨリ争議化セリ。
要求事項
一、臨時休業ハ絶対ニセザルコト
一、万一臨時休業ノ際ハ休業日給全額支給スルコト
一、解雇ノ場合ハ解雇手当ノ制定
一、会社ノ損失ハ労働者ニ転嫁セザルコト
一、臨時休業ノ際ハ内容従来通リ解雇ハ一切セザルコト
一、臨休実施ノ節ハ予メ職工ニ報告シ公平ニ割
追テ交渉セシ
十月三十一日左記条件ニテ解決、
一、解雇手当ハ勤続者ニハ一ケ月一日分一ケ年以上二ケ年
未満ノモノハ一ケ月二日分
二ケ年以上ハ一ケ月ニ付キ三日分。